

青梅市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月8日

青梅市長 大勢待 利 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
名 称 セブンイレブン青梅河辺町6丁目店
所 在 地 東京都青梅市河辺町6丁目10番地の2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務にかかる歳入
予算科目 ごみ処理手数料
委託範囲 一般廃棄物処理手数料収納事務
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年5月21日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年5月21日
- 5 指定公金事務取扱者の委託期間
令和8年5月21日から令和9年3月31日まで

以 上